

# 琉球大学学術リポジトリ

アメリカ合州国・自治領北マリアナ諸島の社会科教育に関する覚え書き：  
アメリカ化と米軍基地を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄県歴史教育者協議会 公開日: 2015-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 里井, 洋一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/32558">http://hdl.handle.net/20.500.12000/32558</a>

## アメリカ合州国・自治領

### 北マリアナ諸島の社会科教育に関する覚え書き

—アメリカ化と米軍基地を中心に—

里井 洋一 (琉球大学)

2001年6月2日から7日まで、アメリカ合州国、北マリアナ自治領内のサイパン、テニアン、ロタの三島を巡ってきた。本報告は本年5月24日に行われた沖縄歴史教育者協議会のサイパン、テニアン、ロタ旅行の事前学習の報告と、実際に行って見たことと、集めた資料の中から、北マリアナ自治領社会科教育に関連するいくつかの興味あることがらを列挙しておくことにとどめる。具体的な分析は今後行うこととしたい。

#### 自治領とは何か

サイパンやテニアン、ロタが属する自治領・北マリアナ諸島は、英語でTHE COMMONWEALTH OF THE NORTHERN MARIANA ISLANDS という。THE COMMONWEALTH を自治領と訳している事例がある<sup>1</sup>。

COMMONWEALTH の定義は「国家のような、他のより大きな政治的単位に緊密に結合した、自治を行う主体に与えられた名称」であり、アメリカ合州国とプエルトリコやグアムの関係にならったものだが、北マリアナ諸島との関係にはいくつかの顕著な特色が含まれているという<sup>2</sup>。いくつかの

顕著な特色とは、「プエルトリコやグアムはアメリカ合州国下院議会に本会議では投票権のない代議員（他の権利は下院議員と同じ）を送ることができ、また大統領選出の代議員選出権を持っているが、北マリアナ諸島のコモンウェルスにはこれらの権利がない」<sup>3</sup>ということと、北マリアナ諸島の憲法には「住民はいずれもアメリカ市民権を有するが住民自身の帰属（ナショナルティ）は北マリアナ諸島とされ、土地取得などの権利については、同諸島以外の市民とは区別されている」<sup>4</sup>ことだと思われる。

北マリアナ政府のホームページ、「歴史と政策」には、北マリアナ市民にはアメリカ大統領の投票権がないが、それ以外のアメリカ市民としての全ての権利があることを北マリアナ市民は喜んでいと記している<sup>5</sup>。

#### サイパンのまち

6月2日、沖縄県南洋墓参団の方々とともに、サイパンに着いた。つくやいなや、ホテルからタクシーで真っ先にスーパーマーケットに入った。市場がその街の生活を

---

ページ、お茶の水書房、1999年。

<sup>3</sup> 小林泉『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉—ソロモン報告・ミクロメシアの独立—』141ページ、東信堂、1994年。

<sup>4</sup> 小林泉『前掲書』141ページ。

<sup>5</sup> [www.mariana.islands.govmp/history.htm](http://www.mariana.islands.govmp/history.htm)

<sup>1</sup> William H. Stewart 『サイパン燃ゆ—1944年6月の侵攻』87～88ページ

<sup>2</sup> 矢崎幸生『ミクロネシア信託統治の研究』、212

映しだすからである。

肉や卵、その他ほとんどのものはアメリカからの移入物で、魚は台湾産と明記されていた。その値段は日本のスーパーとほとんど変わらず、やや高いような印象をうけた。地場ものは、やむイモ、さつまいも、ねぎ、バナナ、ココヤシ、ゴーヤーなどが数えられる程度で、地場ものの水産物にはロタ島やサイパン島でも見ることができなかった。下の写真は bitter melon、すなわちゴーヤーで、形、大きさがふぞろいなところに、日本と違う魅力を感じた。



道路は、まっすぐで、町並みは沖縄の米軍基地内の住宅街そっくりである。道路の両脇の排水溝は大きくえぐられている。同行した上里勲さんや平良宗潤さんは復帰前の軍用道路1号線（現在の国道58号線）そっくりだとおっしゃっておられたのが印象的である。

### 公教育システムを訪ねて

6月3日、私は北マリアナの公教育を担当する公教育システム（PSS）を訪ねた。前もって、公教育システム（PSS）のホームページにアクセスし、公教育システムで

は社会科のプログラム<sup>6</sup>や先住民の CHAMMRO や CAROLINIAN の言語や文化のバイリンガルプログラム<sup>7</sup>に関する資料があることを知った上で閲覧の依頼をファックスでしておいた。

ところが、当日はなかなか公教育システム（PSS）に行き着くことができなかった。前日町ゆく人に確認し、ホテルのフロントで確認したので確信をもって住所だと思っていたススペの P.O.Box は、実は私書箱であることを発見した。どうも変である。政府機関に飛び込み、ようやく公教育システム（PSS）に電話をしてもらい、ススペから遙かに遠いキャピタルヒルにあることがわかり、レンタカーを急遽借りようやく公教育システム（PSS）に行き着いた。着いてみれば、前日サイパンを回った時、まるで沖縄の米軍基地の街なみそっくりと感じたその場所であった。

ここで、公教育システム（PSS）の社会科担当であった Jackie Quintugua さんに面会し、社会科教育課程の標準<sup>8</sup>と CHAMMRO や CAROLINIAN のバイリンガル教育課程の枠組<sup>9</sup>に関する冊子をいただいた。また、中学校2年用北マリアナの歴史の教科書と中学校3年用の公民の教科書を公教育システム（PSS）が発行しているとの示唆をうけ、両方とも買うことができた。

### 公民の教科書

購入した中学校3年用と Jackie Quintugua さんが言われた公民の教科書の題名は『自治と市民権』（アメリカ合州国、

<sup>6</sup> www.pss.edu.mp.ccb.social.htm

<sup>7</sup> www.pss.edu.mp.ccb.htm

<sup>8</sup> SOCIAL STUDIES STANDARDS and BENCHMARKS 1999年8月

<sup>9</sup> Curriculum Framework Chamorro and Carolinian Bilingual

自治領北マリアナ諸島)<sup>10</sup>である。目次は次のようになっている。

## 目次

### 第1単元 序論と歴史

#### 第1章 歴史的背景

1. 簡潔な歴史
2. ヨーロッパ人の到着
3. 市民権の始まり

#### 第1章の復習

#### 第2章 政治とは何か

1. 序論
2. 家族
3. チャモロ自治村以前
4. チャモロ自治村
5. 政治の他の形態
6. 自治領としての政治

#### 第2章の復習

#### 第3章 民主主義への道

1. ススペ収容所・民主主義の訓練
2. 軍政
3. 国連の設立
4. 隔離の10年
5. 自己決定への道
6. ミクロネシア議会が主導権をとる

#### 第3章の復習

### 第2単元 自治領設立のための「盟約」

#### 第4章 「盟約」交渉

1. 主権主体としての北マリアナ諸島
2. ミクロネシア議会における対立
3. 交渉の内容
4. 有権者資格
5. 投票
6. 投票後

#### 第4章の復習

### 第5章 「盟約」のための基本的な準備

1. 序論
2. 相互合意のための準備
3. 主権
4. 連邦/自治領関係
5. 自治
6. その他の条文
7. 憲法
8. 市民権
9. 法律の適応
10. 土地の譲渡
11. 軍の土地使用

#### 第5章の復習

### 第6章 「盟約」のその他の部分

1. 第4条 司法権
2. 第5条 法律の適用可能性
3. 第6条 歳入と課税
4. 第7条 アメリカの財政支援
5. 第8条 財産
6. 第9条 北マリアナ諸島の代表と憲法
7. 第10条 承認、効力発行日、そして定義

#### 第6章の復習

### 第Ⅲ単元 北マリアナ憲法

#### 第7章 憲法の歴史

1. 「盟約」と憲法
2. 最初の憲法会議

#### 第7章の復習

#### 第8章 あなたとあなたの憲法

1. 概観
2. 人権
3. 宗教の自由
4. 言論の自由
5. 出版の自由
6. 集会の自由
7. 多数者と少数者の権利
8. 搜索と逮捕
9. 電子工学と法律
10. 刑事上の起訴

<sup>10</sup> SELF-GOVERNMENT AND CITIZENSHIP IN THE COMMONWEALTH OF THE NORTHERN MARIANA ISLANDS U.S.A. by Samuel F Mcphetre 1997

11. 正当な手続き
  12. 平等の保護
  13. 7条から12条
  14. 領土上の地位
  15. 第2条 自治領議会
  16. 第3条 行政部門
  17. 第4条 司法
  18. 第5条 アメリカへの代表者
  19. 第6条 地方政府
  20. 第7条と8条 選挙・被選挙権
  21. 第9条 発議権、住民投票、解職請求
  22. 憲法のその他の部分
- 第8章の要約と復習  
第IV单元 実際的な応用

## 第9章 社会問題

1. 宗教
2. 教育と共同体
3. 公衆衛生
4. 安全
5. 非政府組織

### 第9章の復習

## 第10章 経済

1. 経済上の営み
2. 観光
3. 綿工業

### 第10章の復習

## 第11章 北マリアナの政府

1. 政府の責任

### 第11章の復習

## 第12章 北マリアナにおけるアメリカ市民権

1. 自治領の20年とアメリカ市民権取得後の10年
2. 市民権の側面
3. よい市民権保持者の特質

### 結論

目次を見てわかるように、この公民教科書は四つの単元で構成されている。歴史学

習、アメリカとの自治領設立のための「盟約」学習、北マリアナ憲法学習、現代北マリアナ学習である。

歴史学習においては、1672年から1695年にかけて行われたスペイン・チャモロ闘争の結果として、マリアナ諸島に5万人以上いたチャモロ人が5千人以下に減少し、グアム島に強制移住させられたこと<sup>11</sup>や日本支配と戦争に関する等に関する歴史認識を考えなければならないが、700ページに及ぶ中学2年の歴史の教科書<sup>12</sup>も考慮しなければならないためここでは問題の提示にとどめておく。ただし、ここでは、北マリアナのアメリカ化の問題にしぼって公民教科書の記述を考察したい。

## 隔離の10年

北マリアナが他のミクロネシアの島々と異なるアメリカ自治領を選択したアメリカ化の歴史的背景が日本敗戦後の米軍軍政下の北マリアナ隔離政策にある。公民教科書第3章民主主義への道 第4節、隔離の10年は次のように叙述している<sup>13</sup>。

この信託統治領は戦略的信託統治領であったので、アメリカは世界平和を守るため外界から閉鎖するための十分な権力をもった。1952年から1962年にかけて、サイパン、テニアンと北方の島々はアメリカ軍とその他の権力者を除くすべての外来者に閉ざされた。この間、アメリカ海軍(Naval Technical Training Unit)と中央情報局(CIA)は中国内戦を想定した対共産主義ゲリラ戦の練習プログラムを実施した。この閉鎖および閉鎖に関連する決定の結果、マリアナの人々はアメリカ人の生活の仕方と『現代的開発』が何であるかを他の信託統治領よりも多量に閉ざされた。

<sup>11</sup> 矢崎幸生『前掲書』、23～24 ページ、小林泉『太平洋島嶼諸国論』69 ページ、東信堂、1994 年。

<sup>12</sup> HISTORY OF THE NORTHERN MARIANA ISLANDS by Don A. Farrel 1991 年

<sup>13</sup> 公民の教科書『自治と市民権』35～39 ページ

一方、ロタは他のマリアナ諸島から切り離されて、別個の地区として切り離されて管理された。

サイパンにおいては、特に多くのアメリカ人職員の存在が他のマイクロネシアと異なった経験に導いた。舗装道路、上下水道からなる大規模な開発や海軍軍人婦人や他の職員によって学校教育がおこなわれた。キャピタルヒルやネイビーヒルはアメリカ人のための居住地区になった。そして台風屋根の家が彼らのために建てられた。一方、チュークのXavier高等学校やサイパンのMT.Caramelはマイクロネシアでもっともよい学校になった。それでさえも、サイパンの軍の職員によって支えられている田舎の学校であった。

ChamorroとCarolinianはNITUもしくは海軍士官の家で仕事を得た。そして英語が普及していった。軍の承認なしに誰もマリアナを去り入ってくることはできなかった。旅行さえも多くはなかった。

グアムだけが、船修理機関によって雇われた多くの人々が一般的に行ける場所であり、かれらはそこで熟練労働者になった。

一方、ロタは、マイクロネシアの他の地域とともに、信託統治高等弁務官の統治のもとに残された。この間中、ロタは後に政治的地位の決定がなされた時に証明された他のマイクロネシアの島々と同様、閉ざされた絆の中で進歩していた。

海軍は地方自治と地方自治体の議会を奨励した。行政官、地方長官、判事は正常になりつつあった。そして人々は民主主義の過程における参加という方法を学びつつあった。最初の公認の地方自治体が1947年に創設された。そして1950年代初頭にサイパン、テニアン、ロタはすべて公認の上で、地方自治が完全に機能し始めた。サイパン議会とよばれる二院制の地方議会が1947年にCouncil議会とCommissioner議会という構成で創設された。サイパン議会は、マリアナを管理している海軍士官の行政許可を得た一定の地域的課題に関する法律を通す力をもっていた。裁判制度は小さな犯罪に関する地方審判のために設立された。軍事裁判は深刻な場合に処理された。

1961年、他のマイクロネシアと比較するとマリアナの人々は高い教育と開発された人口を持つようになった。マリアナはアメリカの統治から不当な利益を得ており、

アメリカは他のマイクロネシアをより意識すべきだという1961年の国連訪問使節に結論づけさせるほどのマリアナは発展していた。その使節は経済開発へのより大きな努力が行われ、信託統治領すべての地域が結びつくべきだと勧告した。これ以前、高等弁務官の事務所がホノルルにあったが、1958年からグアムに移されていた。

この記述で、私たちが沖縄の米軍基地そっくりであると感じたキャピタルヒルが米軍住宅地域であったことがあきらかになった。

また、教科書記述には「中央情報局 (CIA) は中国内戦を想定した対共産主義ゲリラ戦の練習プログラムを実施した」とある。サイパンにおいてCIAの指導による中華民国国民党 (台湾) さらにはインドシナからの諜報活動要員の養成・訓練が実施されたという<sup>14</sup>。

この教科書記述にみるように、北マリアナの状況は戦後沖縄の状況ときわめて類似していることに気づく。しかし、現在北マリアナ諸島には沖縄のような広大な米軍基地をみることはできない。では米軍基地はないのであろうか。

## 米軍基地

次の公民教科書、第5章「盟約」のための基本的な準備、第11節「軍の土地使用」をみていただきたい<sup>15</sup>。

マリアナ政治的地位委員会<sup>16</sup>が予定される軍事施設のために、テニアンの大部分とマリアナの他の地域を租借するであろうことを指し示した。アメリカの交渉人は交渉の進行のためのより大きな説得理由を探し出した。

ゆくゆくは、「盟約」802条のもと、17799 エーカー

<sup>14</sup>小林泉『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉—ソロモン報告・マイクロメシアの独立—』14~15ページ

<sup>15</sup>公民の教科書『自治と市民権』71~72ページ

<sup>16</sup>マリアナ地区議会が1972年5月18日に決議し設置したアメリカと交渉するための委員会 (矢崎幸生『前掲書』、213ページ)

(7203ヘクタール)はテニアンと177エーカー(72ヘクタール)はサイパン(今のアメリカンメモリアルパークを含む)、そして206エーカー(83ヘクタール)もしくはファラロン デ メディニラ島の北部が指定されていた。

アメリカの交渉人は 実際、土地を買うことを望んだ、しかし、マリアナ人の交渉団は長い期間の租借を主張した。アメリカは100年の貸借を提案してきた。結局、1975年アメリカはすくなくとも50年、1975年のドルの価値で19百万ドルを払い、後の50年間はより多くの費用なしに契約を更改できることに同意した。貸借が1982年について実施された時、北マリアナの政府は一括で32百万ドル(インフレを加味して)を受け取った。

軍が租借することができる「盟約」とそれに関連する土地使用の詳細な技術的合意書がある。それには、海軍の射撃および空爆のための実弾射撃目標としてのファラロン デ メディニラ、多数のサービスを提供する基地としてのテニアン、1944年、侵攻の際の戦死者を追悼するメモリアルパークの使用がふくまれている。メモリアルパークは1995年、第2次世界大戦終了50周年を記念するために完工されたものである。

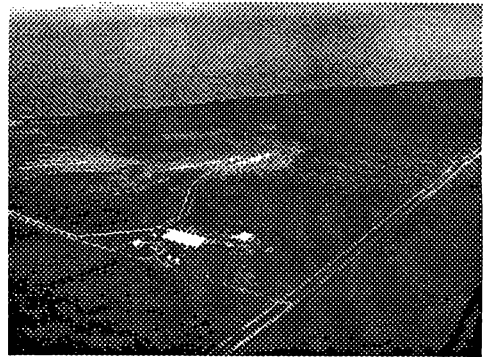
「盟約」における重要な規定は国防総省が1年、1エーカー当たり1ドルで個人の目的のために不使用する土地を返すことができるというものである。これは将来軍の目的を妨げるであろう建築はできないという制限がついていた。1995年、12000エーカーが軍の行動の必要がないため、テニアンの地方自治体に返されている。

上記の記述から、北マリアナには米軍の軍用地が存在し、米軍が借地料を払っていることがわかる。租借料はマリアナ政府、が受け取っている<sup>17</sup>。北マリアナにおける最大の軍用地はテニアンにある。軍用地面積は図<sup>18</sup>にみるように島の三分の二以上の

面積を占めている。テニアンの人々は軍用地になることに反対を表明したがサイパンやロタの多数派に押し切られたという<sup>19</sup>。

テニアン島を回ってみると、島の南側には集落があり、北側には原爆を積み込んだというハゴイ空軍基地の滑走路がある。築50年をこえるが敷き詰めたコンクリートはなおも頑強だといひ建設した107工兵隊をたたえる顕彰碑がたっている<sup>20</sup>。

そして、下記写真にみるような通信基地がおかれている。



公民教科書の記述にあるように、米軍租借地地域には、牧場はあっても、恒久的建築物はない。一時的返却地が黙認耕作地のようなのである。伊江島のようなイメージである。

北マリアナ公民科教科書12章は、子どもにGOOD CITIZENSHIPを求めている。アメリカ合衆国のCITIZENSHIPと北マリアナのCITIZENSHIPがどのように統一されているのか。米軍戦略と基地をどううけとめ、どのような実践が北マリアナで行われているのかという追求は今後の課題としたい。

<sup>17</sup>矢崎幸生『前掲書』、219ページ

<sup>18</sup>公民の教科書『自治と市民権』72ページ、図中、Exclusive Use Areaとは排他的に米軍が使用している土地の範囲、Exclusive Use Area Non Exclusive Use Areaとは独占して使用していない地域ということになる。

<sup>19</sup>小林泉『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉—ソロモン報告・ミクロメシアの独立—』142ページ

<sup>20</sup> [www.tinian.org/visit/history.html](http://www.tinian.org/visit/history.html)

**Military Land Use  
(not to scale)**

